

第47回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

平成28年12月14日 開会

伊方町議会

第47回伊方町議会定例会会議録

招集年月日	平成28年12月14日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	12月14日 10時00分宣告
応招議員	1番 竹内 一則 2番 廣瀬 秀晴 3番 清家慎太郎 4番 福島 大朝 5番 菊池 隼人 6番 山本 吉昭 7番 小泉 和也 8番 中村 敏彦 9番 吉川 保吉 10番 阿部 吉馬 11番 小林 絹久 12番 菊池 孝平 13番 中村 明和 14番 高岸 助利 15番 篠川 長治 16番 吉谷 友一
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 嘉起 書記 岩村 寿彦 書記 矢野 喜久 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 森口又兵衛 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 阿部 一寿 総 務 課 長 門田 光和 総 合 政 策 課 長 坂本 明仁 町 民 課 長 中田 克也 保 健 福 祉 課 長 橋本 泰彦 産 業 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 建 設 課 付 課 長 兵頭 達也 瀬 戸 支 所 長 井上 利彦 三 崎 支 所 長 大田 甚好 上 下 水 道 課 長 小野瀬博幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加 教育委員会事務局長 大野 金能 中 央 公 民 館 長 大森 貴浩
町長提出議案の項目	報告第9号 町長職務代理者の専決処分事項報告について 報告第10号 町長の専決処分事項報告について 報告第11号 町長の専決処分事項報告について 報告第12号 町長の専決処分事項報告について 議案第101号 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について 議案第102号 伊方町農業委員会農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例制定について 議案第103号 伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第104号 伊方町議会議員の議員報酬等及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について 議案第105号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第106号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第107号 伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

	<p style="text-align: center;">条例制定について</p> <p>議案第 108 号 伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について</p>	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他		
議事日程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p> <p>(会議規則第 21 条)</p>	
会議録署名議員の指名	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。</p> <p>(会議規則第 127 条)</p>	
	12 番 菊池 孝平議員	13 番 中村 明和議員

## 伊方町議会第47回定例会議事日程（第1号）

平成28年12月14日(水)

午前10時00分開議

### 1 開会宣告

### 1 町長招集挨拶

### 1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 〃 第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」
- 〃 第 4 一般質問
- 〃 第 5 町長職務代理者の専決処分事項報告について (報告第9号)
- 〃 第 6 町長の専決処分事項報告について (報告第10号)
- 〃 第 7 町長の専決処分事項報告について (報告第11号)
- 〃 第 8 町長の専決処分事項報告について (報告第12号)
- 〃 第 9 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について (議案第101号)
- 〃 第10 伊方町農業委員会農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例制定について (議案第102号)
- 〃 第11 伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第103号)
- 〃 第12 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について (議案第104号)

- ” 第 1 3 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第 105 号)
- ” 第 1 4 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第 106 号)
- ” 第 1 5 伊方町の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第 107 号)
- ” 第 1 6 伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について (議案第 108 号)

## 1 散会宣言

## 開会宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（吉谷友一） 皆さん、おはようございます。

これより伊方町議会第 47 回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（吉谷友一） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。本日ここに、伊方町議会第 47 回定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げ、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、去る 10 月 2 日に投開票されました、山下前町長の病气辞職に伴う町長選挙におきまして、町民の皆様の熱いご支持をいただき、伊方町長に就任をさせていただきました。

ここに改めて山下前町長の伊方町に対するご功績とご尽力に対しまして、心からの敬意と感謝を申し上げます。

町長という重い職責を担うにあたり、また、本日こうして就任後初めての町議会に臨み、身の引き締まる思いでございます。

今後、町議会議員の皆様方や役場職員の皆さん、そしてすべての町民の皆様とともに、私が目指しております、ふるさと伊方町のまちづくりに精一杯取り組んで参る所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは、私が進めて参ります町政運営に対する所信の一端について、申し述べさせていただきます。

私の今回の選挙戦のキーワードは「融和」でございました。幸いなことに多くの町民の皆様のご理解をいただき、町政のスタートを切ることが出来ました。

しかしながら、これからが本番でございます。

この融和を基盤とし、これからの伊方町の発展へとつなげて参らなければなりません。私は、皆様のご期待に応えることが出来るように常に緊張感を持ち続けて、全力で町政運営にあたって参る所存でございます。

私が取り組んで参ります町政の大きな課題といたしましては、まずは、地場産業の振興でございます。

柑橘栽培を中心とした農業、豊かな海に恵まれた水産業につきましては、伊方町が発展をする上での、欠くことのできない重要な産業であります。そのために、行政として出来得る限りの政策を行って参りたいと考えております。

具体的なアイデア等につきましては、農業者・漁業者の皆さんが、それぞれの現場で課題や改善点を強く感じておられると思いますので、私は、まず現場の皆さんの意見を良く聞き、現場にとって何が必要とされているのか、何が一番使い勝手のいい事業なのかを、国や県の補助事業を絡めながら一緒になって考えていくというスタンスで臨んで参りたいと思います。

特に有害鳥獣の被害は近年目に余るものがあり、行政といたしましてもその対策は種々行っておりますが、まだ充分とは言えない状況にあります。今後、更により有効な手段がないか、検討を重ねて参りたいと存じます。

また、6次産業化につきましても、昨今良く言われておりますキーワードであります。伊方の素材を活かした特産品の開発も含めて、積極的に取り組んで参ります。

私は、自分自身が伊方町の産品のセールスマンだと思っております。関係団体等からその要請がございましたら、どこにでも出掛けて参りまして、トップセールスを行い、伊方の産品を全国に積極的に売り込んで参りたいと考えております。

次に、少子・高齢化対策についてでございます。

伊方町では、年間の出生数は40から50人という状況であり、まさに危機的な状況に陥っております。町内の子どもを増やすためには、高校や大学へ進学した若者に、町内に帰っていただくことが一番の道であると考えます。

そのために、町内で働くための環境づくり、安心して子育てが出来る環境づくりに全力で取り組んで参りたいと考えております。

具体的には、若者向け住宅の整備や子育て支援策の充実に取り組んで参ります。

しかしながら、残念なことに若者が働くことのできる職場環境は、圧倒的に少ないのが現実でありまして、新たな企業誘致につきましても大変困難であると思えます。

しかし、常にそのためのアンテナは張りめぐらせておく必要がございます。全国各地に伊方町のファンを増やしていく努力を続けて参ります。また、地元企業の経営基盤の強化や雇用の拡大等に対する支援の充実が必要であると考えているところであります。

また、高齢者対策につきましても、現在行われております様々な施策を継続をしていくことのほか、特に一人暮らしの高齢者の皆様に対する施策といたしましては、先般、郵便局と提携をいたしました、見回り・声掛け活動の実施などにより、町民の皆様が安心して暮らせる地域づくりのために、一層の取り組みを進めて参る所存でございます。

次に、空き家対策と移住・定住対策、観光対策についてでございます。

今回の選挙で町内の各地域を廻ってみて、一番目についたのが空き家の増加でありました。これにつきましては、今月から試験運用を始めております、町の空き家バンク事業などを積極的に活用いたしまして、空き家の有効活用に努めて参ります。

一方で、倒壊寸前となった非常に危険な空き家が見受けられますので、これらの撤去等を進めるための様々な課題解決に向けた取り組みを加速させて参ります。

また、この空き家の有効活用による移住・定住対策につきましても、空き家の解消にもつながって参ります。

全国的な移住・定住の動きの中で、地域間競争が非常に厳しい状況ではありますが、町では今年度から東京・大阪で移住フェアを開催しており、その事業を通じて佐田岬半島の豊かな自然と素晴らしい景色を売り込んでいるところであります。

今後も移住・定住対策について、一層の創意工夫と内容の充実を図り、伊方町の良いところを積極的にPRして参りたいと考えております。

幸いなことに、来年は、佐田岬灯台に灯がともって100年目となる記念すべき年でございます。

す。

これを機会に、全国から大勢の皆さんに伊方町を訪れていただけるよう、記念事業を含め様々なイベントや魅力向上のための仕掛けを考えて参りたいと思っております。

最後に、伊方原子力発電所についてでございます。

現在、国内における稼働中の原子力発電所として、伊方発電所は川内原発とともに、全国から益々注目をされる状況となっております。

今後、1号機の廃炉作業に伴う新たな課題等も懸念されるところではありますが、前町政に引き続き、安全対策の徹底を事業者側に常に強く求めて参りますとともに、避難対策の充実・強化に努めて参りたいと考えております。

特に、選挙中に訴えて参りましたヘリコプターの活用につきましては、ヘリポートとして活用できる場所につきまして、来年度に町内の調査を行いまして、町民の皆様にお知らせをいたしますとともに、防災対策上の有効な利活用の方法等につきまして検討を進めて参りたいと考えているところでございます。

以上、私が考えます所信の一端について、申し述べさせていただきました。

私は、皆様のおかげをもちまして、県議会議員として19年活動をさせていただき、その後の10年間につきましては一町民として暮らして参りました。

これらの経験や、町民としての目線を大切にしながら、これからの町政運営に誠心誠意努めて参りたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後ともご指導と、町政に対するご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案する案件でございますが、

専決処分事項報告事項4件、条例の制定等に関する議案7件、一般会計及び特別会計補正予算6件、工事請負契約に関する議案6件、指定管理者の指定に関する議案8件、その他1件でございます。

いずれの案件も町政を進めるうえで非常に重要な案件でございますので、ご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

### 議事日程報告

○議長（吉谷友一） 「議事日程報告」を行います。

本日の議事日程はお手許に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（吉谷友一） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、12番 菊池孝平議員、13番 中村明和議員を指名いたします。



## 会期の決定

○議長（吉谷友一） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会議は、本日から12月16日までの3日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、3日間と決定いたしました。

## 諸般の報告

○議長（吉谷友一） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布してあるとおり監査委員から地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書が出されておりますので、お目通し下さい。以上で、諸般の報告を終わります。

## 一般質問

○議長（吉谷友一） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。受付順により、阿部吉馬議員、篠川長治議員の順にお願いをいたします。まず、阿部議員お願いいたします。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 只今、議長の許可をいただきました、一般質問の許可をいただきました。一般質問に移ります前に、高門町長就任誠におめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。それぞれの思いがあって、選挙勝ち抜いて、当選されました。今後、自分の理想とすべき形に邁進していただけるよう、この議会においても全員の推薦そして、先輩諸氏のいろんな選択枝の中でご協力いただき、見事な当選をされました。私が思いますのは、町民との行政の信頼関係、これが不可欠であると思っております。そういった中で、オープンに町長室を使っていたきたい、非常にありがたい。町民との間隔が近くなる我が町として捉えていくことができるだろうとこのように思って関心をしております。是非オープンにしていだきたい、しかしながら、一步違えればチェック機能の議会議員との接点の在り方をやはり今一度、今後密室になりますとどうしても人の目が疑いをもちます。決して、そういう内容は私はないと信じております。しかしながら、どうしても人の心というのは、疑惑を持つ可能性がでてまいりますので、そういう疑惑のないような密室政治なくしてオープン、本当のオープン、信頼の得られるオープン政治をしていただきたい。このように願って、一般質問に移りたいと思えます。

今回、一般質問に関しまして、大綱2点を提出いたしております。

大綱1「伊方町における一次産業（漁業）6次産業と人口減少について」でございます。私は、漁業従事者でございますので、漁業従事者とした目線で大綱1捉えていきたいと考えております。漁業を取り巻く環境が大変厳しい状況であるという文言が各会の冒頭の挨拶にでまして、約20年ぐらい経過をいたしております。その時がまだ三崎あるいは伊方、瀬戸の漁業者には警鐘を鳴らしているという感覚がございません。何を言いよんだという時代でございます。しかしながら、その警鐘に気付かず今日まで来て、振り返りますと今だその当時より、よりひどく

漁家経営は厳しい状況となっております現状でございます。第一次産業、伊方町にとって大変重要な基幹産業であることは、言うまでもございません。そしてそれを認識の下、行政として漁礁の設置・防波堤・漁港整備そして利子補給といろんな意味でご協力をいただき、地場産業を育てる努力をしていただいております。今後どのような政策をもって更なる発展に繋げていくとお考えなのか。あるいはそのある施設とかある形態を使っていくのか。そのような点につき、以下4項目に関しまして、質問をいたします。

第1点目は、種苗生産施設と種苗に対する考えでございます。

20年前に、旧伊方町で、旧三崎町で種苗センターを設置したと思っております。それから20年、その当時は、天然の魚介類、豊富でございました。果たして必要なのかなという時代だったと思います。しかし、今日、資源が自然現象の中あるいは人的なことにより、非常に漁獲量が減って漁民としては漁家経営が厳しい状況になっておるとおられます。そうした中で、先般、八幡浜議会議員の方とお話をする中で、八幡浜の大島に種苗センターができました。ところが、ただ施設を造ればいい。こういう施設なんだと漠然とした考えの基、造ったのではないかとと思われる状況が今現在発覚しております。それは、本当に種苗センターとしてはどういうものであるべきかという考えの下、専門関係者のお知恵を借らずに設置したと私の目からはそのようにおられます。本町には幸いのことこの種苗センターを継続して運営をしていただいております。もう20年、その間のメンテナンスがどのようにあったか、私も漁業者でありながら、関心が薄く分かりません。先般そういった関係で、センター長の方とお話をする機会がありまして、お聞きしますと、メンテナンスが20年間ほとんどしてない、これは漁協の責任です。委託事業を受けた漁協の責任です。そしてそれを放置してきた町にも若干の責任はあろうかと思っております。そういった中で、今後この施設を利用するにあたり施設整備、100%力を出してやれるのか、そして施設整備の状況等、そして種苗に関して、今現在アワビをメインとしてやっております。しかし、本当にアワビだけでいいのか、今の現状抱えたアワビが本当に放流効果を出して、漁民のために漁家経営を楽にする一助となるのか、そういった点どのように考えているかご質問をいたします。

2点目といたしまして、漁礁設置・漁礁の種類等に関し漁業者との意見交換でございます。先ほど申しましたように補助事業として、町独自の漁礁設置、国、県の指導の下での漁礁設置等々がございます。漁礁というのは、漁民にとって大変重要な位置付けをしております。そこに魚介類を集め、そして生産高を上げていこうとするわけでございます。そうした中、漁礁設置の今後、国・県の意向ではなくて、町独自の考えの下、増やしていくお考えがあるのかどうかお聞きをします。また、漁業者との意見交換ということでございますが、漁礁には藻場の設置、藻場を作り育てる漁礁、そして小魚を集める漁礁、そして小魚をおわえてくるべき深いところの大型魚種のための漁礁、いろんな目的用途が違ってきます。そういったことは、各漁港、漁場によって、違う訳です。その目的にあった、漁礁を設置することで、費用対効果というのは、違ってこようかと思っておりますので、是非こちら辺のお考えをお聞きいたします。

3点目といたしまして、新規漁業者支援の在り方でございます。

先ほど、町長のご挨拶にもありましたように、人口減少が進んでおります。現在私は、三崎漁協の所属でございますので、三崎漁協の後継者の実態を見ますと約5名が漁業後継者と位置付

られております。30代以下で僅か、5名か6名しかいない状況に今現在陥ってる。これも後継者不足イコール町の人口減少の一要因であろうかと私は思います。では、今後この後継者をどう解消していくか、各県・各市・各漁業組合等々調べますと、近々では宇和島市の方で市として、新規漁業者をあっせんしておるようです。そして各漁協にいかがですかという問い合わせをしてる。向かいの広島県においても呉市の方で率先して新規漁業者を募集してそして割り当てるといふ流れ、そして向かいの一番近いといっているのかどうか分かりませんが、佐賀関町でも推進をして、今現在、新規漁業者が独立して約11名でしょうか。一本立ちしております。そして、奥さんもできておるようです。こういったやり方を国の方でも率先して、補助金を出してやっておる現状でございます。昨年、聞けば三崎漁協の方もそれに募集して2名の新規漁業者が来て、現在約8ヵ月か9ヵ月経ちます。元気にやってるそうです。そういった新規漁業者の扱い方、町としてどのような政策があるのか、また現状どのようになってくるのか。お聞きをしたいと思います。

4項目目の6次産業に対する施設整備についてでございます。

先ほどの町長のご挨拶にありましたように今後PRをして行きたい。そして、若者がこの町に住める仕事場を作りたい。大変ありがたいことです。是非やっていただきたい。その一環の中で今産業がございません。海・山、現状としてはそれが中心でしょ。だとしたならば、この海・山の年間獲れるものではなくて、集中でしか獲れないものを出荷調整をやることによって、特定の業者、関係者と取り引きができる。地域の不便さ、これを逆手にとっていく、また天然だからという点を逆手にとって、訴えていく。そのためには年間供給できる状態が必要となってきます。そういった意味で、個々の家庭あるいは個々の団体では、なかなかこの金額には届きません。施設を建てることは難しいだろうと私は思います。そういった中で、伊方町の町民が新しい事業を始めようではないかと言われた時に保管場所としての施設整備等々も必要になってこようかと思えます。そういった点に対するお考えをまずお聞きしたいと思えます。

大綱2点目として、伊方町物産品等のPRについてでございます。

平成27年4月吉日に開設されました伊方町交流センターを見聞きする中で、団体あるいは婦人グループ・個人等の出品に対する思い、そして伊方町を活性化したいという思い、そういう熱い思いに出くわすたびに自問自答を繰り返しているのが現状でございます。果たして、現状でいいのかどうか。常に自問自答しております。そこで、以下2点につきお聞きをいたします。

1点目、交流センターはなはなの施設整備・イベント等に対する補助でございます。

このはなはな非常に今までない人気なフェリー着き場という好条件、好位置にあります関係がございます。多くの方の会員さんでしょうか。ツーリズム協会という会員になつての方々の出店、伊方から瀬戸からそして三崎からとより多くの品揃えがあります。しかしながら、あくまでも交流センターでございます。商業施設ではないんです。ところが、来場される方は、道の駅と同等の感覚あるいは漁港にある海の駅と同じような感覚で来場します。そして、ショックを受けて帰ります。それは、せっかくここに来たのに何も食べられずに帰るのか。新鮮なものをどうのこうのというようなことを非常に耳にいたします。しかしながら、交流センターである以上、それはやむおえない状況でございます。火を使えない、包丁は使えない、飲食業はできない、これは交流センターとして町のとった方向は間違っていないと私は思います。しかし

ながら、この観光客増員を目指す方向性として、では今の現状でいいのかどうか、そういった点をお聞きいたします。また、イベント等に関しましては隣の市、八幡浜市では、毎週のごとくイベントを開催し、来場者が定着しております。果たして、このイベントに対して、どのような感覚をもっているのか。イベント補助に関しまして、当然ここの指定管理者は、非営利団体、あまり儲けにこだわる事のできない。それは、交流センターである以上致し方ないと思えます。そういった中で、この団体は、一生懸命汗水垂らして、どうすれば出展者により良い環境をつくれるのか。少しでも儲かっていただきたい。そのような努力を日々やっております。はたから見ても関心いたします。しかし、限度があります。その限度に対して、町はどのようなサポートしていくのか。今後、お聞きをしたいと思えます。

2点目といたしまして、アンテナショップ出店についての考えでございます。

先ほど申しました「はなはな」これに関心を寄せる関係者、あるいは県内の方々は、非常に多く見受けられます。先ほど、町長のご挨拶でもPRしてトップセールスをやりたい、やっていきたいとそして地場産業の農産物、魚介類含め加工食品を宣伝していきたい。このような前向きなお話をお聞きしました。三崎の瀬戸の伊方の伊方町の商品は、自然の天然そのものでございます。どこにも負けません。これを流通経路、顧客を増やしていくのにどのような政策をお考えになつてゐるのか、また現状、「はなはな」だけでいいのか。例えば、私は昨年ある方と話をし、松山市の状況、大街道商店街、銀天街共に活力が失われてきている。空き店舗があつて困る。この空き店舗を何とか利用することはできないだろうかという話をお聞きいたしました。そこでちょっと家賃どのぐらいやという話をさせていただきましたら、30万ぐらいだろうという話でございました。今現在松山のメインとなります。まつちかタウンの入り口に愛南町が出店をしております。年々規模が太っております。客も出入りしております。そして大街道には、高知あるいは内子の「からり」からの出店とかいわゆる地場産業を地場で売る訳ではなく、本当にいい自信があるもの人口の絶対数多いところへまずはPRしようという活動をこの数年前からやっております。三崎の製品、今旧三崎の方で蜂蜜栽培というていいのかな、ちょっと分かりませんが、蜂蜜関係が非常に人気でございます。そして見事なはちみつができておるようです。このような天然の本当に価値あるものをこの伊方だけで終わらせていいのかどうか。もし都会で、一足飛び東京とは言いません。が、しかし足一步のワンランク上の松山市のようなところは手が届く訳です。そういったところから、宣伝するこれがPRの一つではないかと私思う訳です。ただし、それが財政を圧迫するような状況では決してあつてはなりません。当然出店者の出店料含んでのことにならうかと思えます。費用対効果を考えてですね、やはり今のうちの若者を定住させる一要因として、仕事場がない。じゃあ仕事場を設けるために何をするのかそういった中で、この人口数の多いところへ向けてのPR作戦、出店は1つの政策となるのではないかと考えております。その点につきまして、ご答弁を願いたいと思えます。以上、壇上からの一般質問とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の阿部議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（吉谷友一） 町長

○町長（高門清彦） 阿部議員のご質問にお答えをいたします。

まず冒頭に町長は、全てオープンにというご助言を賜りまして、大変ありがとうございました。就任以来、町長室のドアは来客時以外は全て開けておるようにしております。議員の皆さん方、町民の皆さん方どなたでもいらしていただきたいという思いから、そうしておる訳でございますので、今後とも気軽にお尋ねをいただいて、いろんご助言やらご提言やらを賜りたいというふうに思っております。

まず、大綱1は「伊方町における一次産業（漁業）・6次産業化と人口減少について」に関するご質問でございますが、一点目は「種苗生産施設と種苗に対する考え方」についてでございます。

当該施設は、平成6年度と16年度に町が整備したもので、アワビの種苗生産棟1棟、種苗用巡流水槽2槽、中間育成巡流水槽11槽からなる、つくり育てる漁業の中核的施設であり、アワビ種苗の生産、放流により資源の確保と漁業者の所得安定を目指すものでございます。この施設は、平成6年度から三崎漁協が無償で管理をしておりましたが、平成24年7月からは三崎漁協が指定管理者となっております。ここで生産されたアワビの稚貝放流につきましては、過去の放流調査から、その回収率が極めて低い点が指摘をされており、その改善のために今年度、町では東京水産大学の先生をはじめ愛媛県栽培資源研究所、県漁連、地元漁家などで構成をする「伊方町水産ブランド化推進検討委員会」を立ち上げ、水産資源の確保、漁業者の所得の向上、さらには佐田岬ブランドの確立といった点について検討を進めているところでございます。その検討委員会におきましては、放流後の回収率の向上や生き残る力が強い、質の良い種苗生産の体制を整備するために、生産技術の確立やそのための施設改修の必要性等について検討が行われておりまして、現在、事業化に向けて国の補助金等を模索をしているところでございます。また、当該施設では、「クロアワビ」と「メガイアワビ」を生産しておりますが、佐田岬半島は、「マダカアワビ」という高価で貴重なアワビの生息に適した環境でもございますことから、将来的には「マダカアワビ」の種苗生産・放流も視野に入れまして、専門家の意見を聞きながら方向性を定めていく必要があると考えております。

次に2点目の「魚礁設置・魚礁の種類等に関し漁業者との意見交換」についてでございますが、魚礁の効果につきましては、従来から言われております。蛸集(いしゅう)効果はもとより、近年は魚のすみか、産卵場としての役割を持った増殖礁として期待されており、魚を育て増やす漁場づくりに寄与するものとして、町では積極的に国・県の補助事業を活用をして沈設しているところでございます。町内では、この10年間で県営5カ所、漁協営2カ所を含め18カ所にコンクリートブロック礁や鋼製魚礁、特に最近では木製魚礁に主眼をおいて製作・沈設しており、町の事業実施にあたりましては、県営、漁協営と同じく、地元漁協の要望を聞きながら種類、沈設箇所を決定をしております。今後とも地元漁協と連携を図ることにより、魚礁設置の事業効果が上がりますよう、漁業者の意見を反映させながら事業を展開をしまいたいと考えております。

次に3点目の「新規漁業者支援の在り方」についてでございますが、町では、基幹産業である農林漁業の就業人口の減少、高齢化により、担い手不足が深刻になっておりますことから、農林漁業を担う若者を中心とした新規就業者を一人でも多く確保するために、平成23年度から就業経費の支援を町が国に先駆けて、町単独で行ってきたところでございます。ご質問の漁業

関係で申しますと、現在までに、漁業者3名の方に支援を行い、現在も皆さん地域の貴重な担い手として漁業に励んでおられます。また、国におきましては、平成24年度から漁業分野において「新規漁業就業者総合支援事業」として新規就業者の自立・定着への支援が始まり、今年度から三崎漁協で2名の方が、この制度を活用されておると伺っております。他にも、就業前の体験メニューの補助事業であります「えひめ農林業振興機構」の「農林漁業体験ステイ事業」についても、三崎漁協が取り組んでおられます。このように、新規就業者の確保に向けて、都市部で開催された漁業就業相談会に参加をし、新たな事業にもトライをされております、三崎漁協の積極的な取り組みに対しまして敬意を表するものでございます。町といたしましても、Uターンだけでなく、Iターン対策も視野に入れながら、国、県の補助メニューを把握して、新規就業者の掘り起しとその支援を漁協と連絡を密にして、様々なニーズに適切に対応できますよう積極的に取り組んで参りたいと考えております。

次に、4点目の「6次産業化に対する施設整備」についてでございますが、地域における雇用と所得を確保し、若者が定住できる社会を構築するために農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用し新たな産業を創出する6次産業化は、本町にとりまして重要な課題となっております。ご指摘のとおりでございます。漁業における6次産業化の取り組みは、水産加工をはじめ直売、漁家レストラン、漁家民宿、遊漁や体験・観光メニューなど多岐にわたりますが、幸い、本町では水産加工品の製造・販売が古くから行われており、水産物の直接販売といった生産・加工・流通を一体化させる取り組みにおきましても、町内の道の駅や観光施設などで比較的取り組みやすい土壌があるように思われます。

町といたしましては、今後、国庫補助の活用など効率的・効果的な補助メニューを通して、6次産業化に取り組む民間事業者を支援しますとともに、特産品の販路の開拓やブランド化については、民間と協力をしながら進めて参りたいと考えております。議員、ご指摘の通り、当町の基幹産業であります農・漁業におきまして、後継者の確保は、大変重要な課題でございますので、人口減少に歯止めをかけるためにも各種施策により一次産業の振興を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

続きまして、大綱2の「伊方町物産品のPRの必要性について」のご質問にお答えをいたします。

まず、1の「交流センターはなはなの施設整備、イベント等に関する補助について」でございますが、平成27年4月にオープンをいたしました伊方町観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」につきましても、初年度の案内所への来客数は、約14万7千人、販売所の売上高は、約5,400万円と好調な数字を示し、観光交流拠点施設として、良好な成果を上げているものと判断をいたしております。また、今年度は、いやしの南予博の地域コアイベント「佐田岬プレミアム100」と同時開催した「はなはなまつり」の他、毎月開催をしております「はなはな市」等のイベントにつきましても、実行委員会や地域の皆様方のご尽力により、有効に活用をされ、伊方町の振興に寄与しているものと考えております。

さて、ご質問の当該施設につきましても、その整備にあたり地元の方々の意見を集約し、整備したものでありますが、その整備計画の説明の際にも、「これまでに地元の同意を得ている観光案内所、加工調理場、公衆トイレと町の一次産品の直売所を建設し、集客交流のマネージメ

ントを行いながら、将来的には、集客交流の拡大を図るために、地元の方々、議員の皆様との意見を取り入れながら当該施設が、町にとって必要不可欠な施設となっていくよう取り組んでいく」との、方針であったことを確認をいたしております。

従いまして、私といたしましては、実際の運営状況の評価や実績をもとに、まずは地域の皆様の様々なご意見やご要望をとりまとめたうえで、「佐田岬はなはな」の指定管理者であります佐田岬ツーリズム協会が中心となって、これまでに得られた観光客等のニーズもあわせて、今後の方針についての合意形成に努めていただく必要があると考えております。

町と致しましては、「佐田岬はなはな」は、これからの観光振興のための重要な拠点施設の一つに位置付けておりますので、今後の施設整備につきましては、その意見集約を待ちまして、要望内容を精査したうえで、新たな事業展開に対しましては補助事業等を活用いたしまして、取り組んで参りたいと考えております。

また、イベントの実施につきましては、年1回のはなはなまつりに対しまして町が実行委員会に補助金を支出をすると共に、その他のイベントにつきましては、指定管理者が、対応している状況であります。このような形で、地域の企業や団体が主体となって取り組んでいくというのがベストであり、これに関連したPR等については、町も積極的に協力してまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

次に2点目の、「アンテナショップ出店についての考え」についてでございますが、一般財団法人地域活性化センターによる「自治体アンテナショップ実態調査の平成27年度版」によりますと、自治体アンテナショップとは、「単なる観光物産案内所ではなく、地域の総合情報を受発信するとともに、特産品販売施設や飲食施設等を設置している店舗」としており、私自身も、アンテナショップの目指す直接的な目的は、やはり伊方町とその観光資源等のPRや特産品のニーズ調査、販路拡大等であり、これらを通じて、基幹産業であります一次産業を振興し、交流人口の拡大により観光産業を振興することで町を活性化していくことが大きな目的であると考えております。この調査によりますと、平成27年度に東京都内に設置をされました店舗数は、55店舗、その内、都道府県が42店、市町村が13店となっておりまして、愛媛県が東京新橋に出店をしております「香川・愛媛せとうち旬彩館」がそれに当たります。

また、これらの経営の主体は、民間事業者やNPO団体等への委託が44%、第3セクター・財団・JA等の運営または委託が22%、自治体とその他団体の共同運営が16%等となっており、自治体が単独で運営している店舗はございません。一方、愛媛県内を見ますと、ご指摘にありましたように、愛媛県の「えひめ愛顔の観光物産館」が松山市のロープウェイ通りにありますが、市町関連で、常設の施設といたしましては、内子町の道の駅「からり」が、松山市内で2店舗の他、まつちかタウンの愛南町の道の駅「みしょうMIC」、ロープウェイ通りの四国中央市の「霧の森菓子工房」等が開設をされております。これら県内の施設につきましては、既存の道の駅の指定管理者がサテライトショップとして、消費地に設けた産直販売所の意味合いが強く、売り上げの確保が大きな目標と思われ、本来のアンテナショップとは、若干目指すものが異なっているのではないかと考えられます。

私としては、このような形のアンテナショップを町が出店することにつきましては、その費用対効果について十分に検討を行ったうえで適切に判断をしなければならないものと考えてお

ります。

一方、当町におきましても、一次産品及びその加工品のブランド化、販路の拡大につきましては、重要な課題と捉えており、今年度設置をした佐田岬特産品促進協議会において、その事業展開のもとで、まず、お客様の目線に立って、道の駅等、町内既存の販売拠点施設の活性化を目指して、マーケティング調査を実施し、販売強化ポイントの洗い出しと魅力ある商品の発掘を開始をいたしております。

まず、第1段階は、地元、町内の施設について、その能力を十分に発揮できる基盤を固めることが重要でございまして、これらの調査結果を踏まえて、専門家の指導や意見を提供し、各事業者における有効な売り場の確保提供やイベントへの出店等を後押ししてまいりたいと考えております。

また、町外への販路拡大のための調査もあわせて行い、特産品のブラッシュアップ、新商品の開発についても順次進めていくという流れの中で、今後、各種情報メディア等を活用したPRや町外での特産品フェアの開催、マーケティング調査等も実施をしていく計画といたしております。

更に、これらの調査・検討結果をもとに、来年度以降、協議会の事業を展開してまいります。具体的な取り組みの一つとしては、地方創生推進交付金を活用をいたしまして、消費者ニーズの調査や販路の拡大等を目的に、東京浅草にあります年間約400万人が訪れるといわれる民間の商用施設「まるごとっぽん」の一角に「おすすめふるさと」という全国の自治体が出店できるブースがありますので、そこに出席し、地域物産の展示販売や観光案内、PR映像の上映、特産品フェアの開催等に取り組む方向で調整を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で、阿部議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。阿部議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（阿部吉馬） はい、議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 大綱1につきましても全てにおいて前向きな回答を得られました。大変ありがたく感じしております。その中で、大綱1の種苗生産施設と種苗に対する考え方の種苗の在り方について、質問をいたしますが、壇上での私の話の中にも申しましたようにアワビを中心とした生産施設という言葉でございました。果たして、現状の中でアワビだけが費用対効果含め、漁家経営の向上に役立つ品物なのかどうか。旧三崎町では、ここにフグ・ヒラメ・魚介類、全て放流稚魚として取り入れておりました。途中で、国の事業でしたので、補助金がなくなって単独では、非常に財政的に困難だと言うことで、取り止めた経緯がございまして、そこで今一つやはりアワビ養殖に関して、アワビ放流に関して、先ほど町長が申しましたように費用対効果が果たしてあるのか、薄い状況があるということは、事実でございまして。そういった中で、本当に漁家経営に対して費用対効果を実感とすべきものは何かそれを私は考えた時に、漁業者として考えた時に昔から言われておりますのが、サザエの潜り、海人士の方々に対する



昔の評価は、その日一日沖に出れば、銀行から金を下ろすのといっしょだと、金額が太くはなくても1万、1万2千円ってというような感じで安定した生活。それをみちするためには、・・・一番だというようなことを聞きました。その中で大事なものは、アワビではなくて誰もが体を痛めるんで、ある程度、技術力伴わなくて、やれる環境づくりそれにはサザエが一番いいんじゃないか。先般、先ほど町長が言いましたような大学の教授等々のお話をさせていただきました。それが費用対的に困難で育てができないのであれば、これは難しい。だけど、大変スペースもとらない、経費的にも安い、そして放流効果が現在東京都それから神奈川県、三浦三崎等々で、3県の方でサザエ・アワビを養殖し放流事業としてやってる。その後、歩止まりが30から40代、アワビは0.1で10%あるかないか、そういった関係が聞き及んでる中でアワビが歩止まりというのが非常におっきいものがある。もし仮にこれをやるとしたら、自主規制ができる漁協ではないと大変難しいもんがございます。それは、獲れ放題獲れるような感覚であればこれは放流してもなんにもならない。そうして考えて、振り返ってみれば、三崎漁協の方では、50キロ制限でどんなにサザエが湧こうと、・・・50キロですよ。資源保護のために、もしこの50キロを期間中7ヵ月、平均して獲れることできたら、100%潜りさん、海人は、1年間の設計ができます。そのように昔ながらの漁業スタイル、漁獲量に頼っての話よりか安定した供給ができる状況をつくり育てる。それが種苗センターの私は役割だろうと今思います。ですので、サザエあるいは、もう県の方で絶滅危惧種、魚に指定されつつあるようなもの、そういったものがうちの伊方町の種苗センターで今後できないのか、やはり考えてみる機会にきてるんじゃないか、このように考えるんですが、その点につきお聞きをいたします。

○議長（吉谷友一） 只今の阿部議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。産業建設課付課長

○産業建設課付課長（兵頭達也） 只今の質問に対しましてお答えいたします。先ほど、ありました水産化ブランド推進検討委員会の中でも、先ほど町長が言いましたように、アワビにつきましては、稚魚についていろいろな問題点があるかと、その中でも佐田岬の環境が非常にアワビの育成環境に適しておるということで、その分についてまずは復興する・・・させるブランド化の佐田岬のアワビとしてブランド化できる一つの品種として、それが重要であると言われております。また、その中に現状として、例えばサザエにつきましては、水揚げ量が非常にあるというような状況も聞いております。ただこの中で、環境の調査も行っておりますので、この状況が非常に優れているのも事実でございますけど、いろいろな稚魚を放流することによっての環境への影響等も評価する必要もあろうかと思っております。施設の・・・も判断しながら、この検討委員会の中でも検討をする必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 確かに、課長おっしゃるとおり、今後の課題にさせていただけたらと幸いに思うんですが、やはり自然環境、非常に地球の温暖化、急速に進んでおります。そういった流れの中で、対応が遅れると昔であれば10年周期と言われた環境の漁業の環境の流れが今は1

年いわれない。宇和海で獲れたものが瀬戸内に早、数年いって、宇和海で獲れない。日本海で獲れたメインのフグ類が下関の市場が水揚げ最高といわれた時代から比べて、今は東北の方にいっています。そういった地球環境の流れが非常に早くなっております。そういったこと考えますとですね、情報聞き及んでおりますではなくて、できたらこちらから1歩も2歩も進んで漁業者にアピールをしていく。そういう方向性も大事かと思うので、是非ですね、取り上げてみていただきたいと思います。それからこれは町長に申し訳ないんですが、先ほど招集あいさつ等で水産大学と申しましたが、これは水産海洋大学ですので、管理者の手前訂正をお願いしとったらと思いますので、よろしく願います。大綱第1に対する点でもう1点、1つだけ、新規業者の在り方、これは現状海と山、それから3名ある。それから漁業協同組合の方で2名、おっしゃいました。その3名がどのような山なのか海なのかそこら辺が分からないんですよ。そして、同時にですね、支援の仕方がたぶん海と山とでは違うんじゃないか、国の事業を使った場合には町の事業が使えない、町単独というても国の事業の政策で入った場合には、町単独のというのがどれなのか。私も分かりませんが、ダブっては使えないのかというようなこともお聞きしております。そういった流れでやはり国は国、町は独自色をだして、人口の多いところだったら大したことない、人口減が歯止めが効かない状況にあるところで、同じような事業で事業が使えない。では、町の特色を出すためにも金太郎飴ではいかんのですよ。伊方町らしく、どう支援していくのか。国は国、県は県、そういった中で伊方としてはどうなのかというものをやはり出していただきたいと思うんですが、そこら辺の関係はどう思いますか。

○議長（吉谷友一） 只今の阿部議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○産業建設課付課長（兵頭達也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課付課長

○産業建設課付課長（兵頭達也） 今ほどの町による新規就業者に関する支援でございますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたように新規就業者支援対策事業というものを23年度から実施をしております。これにつきましては、農業の分野で24年度から青年就農給付金という形で実施した形がありますけれども、それで出れない部分についても町の部分で拾っていくということと、新規就業者でございますので、農業漁業を問わないという形になっておるところが一つの違いでございます。これにつきましては、補助の内容についてでございますけれども、農業の部分と比較することになってくるとは思いますけれども、給付額が国の分については、年150万でございますけれども、町の分につきましては、新規就業者支援対策があつて月5万円。新規就業にありましては、月10万円というような形になっております。後継者の場合にあつても対象になるということでございまして、新規就業者また新規加入者につきましては、そういうような町独自の支援をするという形にしております。以上でございます。ちょっと補足させていただきます。人数におきましては、先ほど3名と言いましたのは、農業含めてでは、10名でございますけれども、そのうち漁業関係者が3名ということでございます。失礼をいたします。

○議長（吉谷友一） 産業建設課付課長

○産業建設課付課長（兵頭達也） 町独自の考え方につきましては、今ほど申しましたように農業に限らず漁業につきましても町独自でこういう対策をしておるということでございます。

また、先ほど言いましたように国の事業等を活用された漁業関係の活動につきましても、町も協力していく。そしてその情報等を把握して、提供できるような形をつくっていくということでございます。

○議長（吉谷友一） 以上で、阿部議員の大綱1を閉じます。

阿部議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（阿部吉馬） はい、議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） まずPR、第一のですね、イベント等に関してでございますが、施設整備等に関してですが、あそこを本当の交流センターと捉えるのか、今後、商業施設的な要素の道の駅あるいは海の駅としての施設等を開設していくのか、併設していくのか、それとも交流センターの底上げを中心としてやっていくのか。をまずお聞きしたい。

○議長（吉谷友一） 只今の阿部議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。産業建設課付課長

○産業建設課付課長（兵頭達也） 先ほど、町長の答弁の中にありましたように、建設当初の考え方としてということで現在の施設を整備するというので、その中でまた地元の方の意見を聞きながらしていくということでございましたけれども、現時点の問題点につきまして、議員さんご指摘のようにそれぞれの方がいろんな問題点をもっておられると思いますし、改善の方法につきましても具体的な案をお持ちの方があったり、またその模索がなかなか至らないというような場合もあるかと思えますけども、今回運営をしてみて、初めて分かったいろいろな問題等があるかと思えます。それは、以前の予想や想定ではなくて、実際にやってみての体験や売上の数値であったり、そういうデータが出てきておりますので、そこらを実際に各自がやれることとして、具体的なこととしてそういうご意見もですね、出していただきまして、またそれらのご意見に併せてお客様目線で要望事項を実際の意見でありますとか専門家等のご意見を併せまして総合的に判断をしていく必要があるのではないかと思います。また、そこらの意見を取り入れまして、今後の方針について検討をしていきたいと思えます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（吉谷友一） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 前山下町長の時に27年に開設いたしまして、27年4月ぐらいですか。開設した時に半年ぐらい経った時に施設を見学に来ました。そしてそこで話した時に町長が自分の構想を言っておりました。それはそれなりに素晴らしい。私も賛同いたしました。そして、現状に話が移った時に町長の耳にこういう要望こういうものが入ってる。町長にですよ、既にもうその半年後にはそれなりの観光客からの苦情それから要望。当然関係運営者には入ってます。そういった中で、今まだそういうことを精査して取り組むのか、まるでカタツムリの歩みごとく、なぜスピーディにできない。それほど、重要視してないのかな。と言われても致し方ない予算をかけてとかいう意味ではありません。苦情・要望等々に関して、やはり先ほど海のことでも言いましたけども、ものすごいスピードで変わりつつあるんですよ、全体、環境がそういった中でこれからどうのこうのではなくて、開設してから即これでいいのかどうか。そう

いったこと前の町長非常に気にしておりました。次年度にはこうしたい。それを踏み台として、次こうしたい。って言う要望を言っておりました。私も勿論賛同しましたよ。ですから、今年花火も打ち上げました。昔の活気を取り戻したい。いう思いで、花火も打ち上げたいんだということ言いましたよ、だけど、今聞いておりますとまだ状況収集がイマイチというような捉え方をせざるおえない、だとしたら、1年間のデータを見て次年度に活かすこのように申してきた27年度はなんだったのか、全くもってこれは町長にお願いしますが、改善していただかないとスピーディに、対応する積極的に受け身ではなくて、一步も二歩も住民の中に入って情報収集して、そして改善すべきところは、やる。そういったできないものはできないでしょうがないですよ。それはできないなら、できない理由を説明したり、あるいはできるものをスピーディにやるとメリハリの利いた運営を今後お願いをいたしまして、終わります。

○議長（吉谷友一） 只今の阿部議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。町長

○町長（高門清彦） 只今のご指摘に対しまして、私も選挙中にあそこで何回も休憩をさせていただいて、ここをこうしたらいいなっていう改善点というものは、思っておる部分もございますし、伺っておる部分もある訳でございます。レストランが欲しいでありますとか売り場をもっといろんな物をおいて欲しいとかいうようなことも伺いをしております。地元のまた商店街の方からは、それに対しての自分の商売に対する影響がどうなるかというふうなご指摘もある訳でございます。是非先ほど申したように地元としての意見をまず集約をいただきたいなっというふうに思っております。できる所からの改善は早急に取り掛からせていただきますので、今後とものご指摘やらご指導をお願いをしたらというふうに思います。以上でございます。

○議長（吉谷友一） 以上で、阿部議員の一般質問を終わります。続いて、篠川議員、一般質問をお願いします。

○議員（篠川長治） 議長

○議長（吉谷友一） 篠川議員

○議員（篠川長治） 私は、高門先生の町長の就任を心からうれしく思っております。高潔な良心と卓絶した見識の持ち主である高門先生の新しいリーダーとしての出発を率直に心からお慶び申し上げます。それでは、一般質問とさせていただきます。

大綱1伊方発電所の新規制基準事故対策等についてであります。原子力規制委員会の新規制基準は、過酷事故として想定し得る代表的ないくつかのシナリオに対して、その対策の実効性を明示することを要求しております。規制庁は、重大事故の発生及び拡大防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準における原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等についての解釈では、熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水することも要求しております。新規制基準は、深層防護の基本的な考え方の徹底、目的達成に有効な複数の（多層の）対象を用意しつつそれぞれの層の対策を考えると、他の層での対策に期待しないとしております。伊方発電所は、この深層防護の基準に沿って、中型ポンプ車8台、加圧ポンプ車6台、大型ポンプ車2台等の設備を備えたものと認識いたしております。伊方発電所では、過酷事故のシナリオとして伊予灘を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震により、非常用ディーゼル発電機など、すべての交流電源が喪失したが、核分裂にブレーキをかける制御棒の挿入には成功したとしております。こ

の事故の対処方法として、伊方発電所のシミュレーションは、事故発生から約 19 分で炉心溶融、約 49 分後に代替格納容器スプレイ注水開始、約 90 分後に原子炉容器破損、溶融炉心が格納容器へ落下という想定となっております。しかし、事故後 49 分までに、格納容器へ代替格納容器スプレイポンプによる注水を開始すれば、原子炉容器下部には、底面からの水位 1.3m (300 m<sup>3</sup>) の水で、落下する溶融炉心を冠水・冷却することで格納容器の損傷が防止できるとのことです。ところが、代替格納容器スプレイポンプ容量は、定格 150 m<sup>3</sup>/h で前述の 300 m<sup>3</sup>には満たないと思います。150 m<sup>3</sup>/h は、毎分数十秒に 2.5 m<sup>3</sup>、圧力容器損傷までの注水時間は 41 分、従って、41 分間は注水量は、102.5 m<sup>3</sup>となると思います。そこで、(1) として、溶融炉心貫通時、原子炉下部キャビティの水量は、300 m<sup>3</sup>の約 1/3 の 102.5 m<sup>3</sup>となると思いますが、不足分 197.5 m<sup>3</sup>の水は破断した大型配管やその他から流入するなど、四電の説明は不透明であります。このことは国の審査の中でも認められているとのこと、このこと等から①圧力容器に直結した大型配管が破断した場合、格納容器内の圧力はどれ位になりますか。②格納容器への流入する注水系を説明をしてください。③本シミュレーションでは、炉心溶融を想定しており、溶融した核燃料が原子炉容器下部に溜まることを想定し、原子炉圧力容器下部が冠水する水量は、約 4000 m<sup>3</sup>との説明であった。ところで、計画 150 m<sup>3</sup>/h 定格の代替格納容器スプレイポンプで、格納容器へ 4000 m<sup>3</sup>の水の注水するには、約 26.6 時間を要します。4000 m<sup>3</sup>と 3000 m<sup>3</sup>の内容等について、それぞれ説明を求めます。(2) 圧力容器から落下する溶融炉心の崩壊熱除去に必要な最低注水量について(3) 巨大地震など自然災害等との複合災害で、代替格納容器スプレイポンプ系統等になんらかの障害が発生すると、その障害の修復作業に時間を要した場合、原子炉格納容器の損傷を防げるか疑問が生じます。(4) 加圧ポンプ車による原子炉圧力容器への注水は配管に破断があつて、注水の全てが圧力容器へ届かなかつたとしても、送り込んだ水は格納容器に溜まるのでスプレイ注水と加圧ポンプ車による 2 系統並行注水は、深層防護(多重防護)の観点から、圧力容器損傷の遅延及び損傷防止の有効性が評価されると考えます。(5) 緊急事態には、原子炉内の核燃料集合体等は、速やかに冠水・水没することが放射能の環境への漏出を防ぐ唯一の手段であると思っております。ところが、このような質問に対する、伊方発電所の姿勢はなぜか不透明であるため再度質問するものであります。なお、四国電力は 3 号機通常運転の再開等に当たって、情報公開の徹底と丁寧な理解活動に全力で取り組んでまいりますと各家庭にリーフレットを持参して説明しております。よって、四国電力には丁寧な説明を求めて、町長の適切な答弁をお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長(吉谷友一) 只今の篠川議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長(高門清彦) 議長

○議長(吉谷友一) 町長

○町長(高門清彦) 篠川議員の「伊方発電所の新規制基準事故対策等について」のご質問にお答えをいたします。非常に専門的なご質問でございまして、まずそのご見識に敬意を表したいと思います。

伊方 3 号機につきましては、本年 8 月に原子炉を起動し、一連の定期検査を終えて 9 月に通常運転に入りまして、現在のところ、順調に運転を継続しているところでございます。町といたしましても、安全を最優先に取り組み、更なる安全性確保について、監視や指導を強化して

いるところでございます。

議員からは、巨大地震により、伊方発電所の一次系配管が破断し、炉心溶融が発生、その燃料が原子炉容器を貫通してしまうという、原子炉にとって最も過酷な事故が起きた際に、四国電力が講ずる安全対策が十分であるかどうかについて、ご質問をいただきましたので、国や事業者の考えをお聞きした内容を基にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、(1)の「300 m<sup>3</sup>の3分の1の102.5 m<sup>3</sup>に対し、不足分197.5 m<sup>3</sup>の調達」について、四国電力の説明が不透明であるとのことでございますが、運転中は約200 m<sup>3</sup>の一次系の水が循環をいたしております。これが大型配管の破断によって格納容器内へ流れ込み、下部に溜まるということになります。従いまして、この200 m<sup>3</sup>プラス102.5 m<sup>3</sup>で300 m<sup>3</sup>を超える水が確保されることに加えて、代替格納容器スプレイポンプが作動をする前に、まずは、既存の非常用炉心冷却装置による水が格納容器下部へ溜まり燃料を冠水させる。四国電力は、このような説明をしたものと思われま。

次に、(1)の①「大型の一次系配管が破断した場合の格納容器圧力」ですが、まず、通常運転時の格納容器内の圧力は通常の1気圧よりも若干高い0.1014から0.1016MPaでございます。これに対しまして、昨年7月の原子力発電対策特別委員会で原子力規制庁から説明がございましたとおり、溶けた燃料が原子炉容器を貫通する時点での格納容器内の圧力は0.166MPaと解析をされております。なお、国の審査におきましては、原子炉格納容器は、最高使用圧力の2倍でございます0.566MPaでも破損をしないということが確認をされております。

次に、②の「格納容器への注水系の説明」でございますが、まず格納容器スプレイポンプや余熱除去ポンプなど、いわゆる既存の非常用炉心冷却設備を使って炉心への注入を開始するわけですが、これが使えなくなった場合に代替格納容器スプレイポンプを使うとか、それでもダメなら中型ポンプ車や加圧ポンプ車を使って注水を行うものでございます。

③の「原子炉容器下部に至るまでの冠水量4,000 m<sup>3</sup>と、原子炉容器下部の水位300 m<sup>3</sup>」ですが、まず300 m<sup>3</sup>につきましては、溶けて原子炉容器を貫通した燃料が、原子炉容器下部のキャビティ室と呼ばれるところに落下し、これを冠水させる水の量が300 m<sup>3</sup>でございます。一方、4,000 m<sup>3</sup>につきましては、貫通せずに原子炉容器内に残っております溶融燃料につきましても冠水をさせる必要がございますので、この水の量が4,000から6,000 m<sup>3</sup>ということでございます。なお、代替格納容器スプレイポンプのみに着目した場合は、議員ご指摘のとおり、時間までに300 m<sup>3</sup>に達しないと、4,000 m<sup>3</sup>には足りないということになるのかも知れませんが、まずは既存の非常用炉心冷却装置による注入、これが壊れれば代替格納容器スプレイポンプ、中型ポンプ車、加圧ポンプ車などを使い、また、水源につきましても、燃料取替用水タンクや補助給水タンク、最終的には海水を使うなど、次々と対策が講じられておりますので、時間内に冷却ができるということでございます。

次に(2)の「溶融炉心の崩壊熱に必要な最低注水量」でございますが、先ほど申しましたとおり、溶け落ちた燃料のほか、原子炉容器内に残っております溶融燃料を冠水させる水の量は4,000から6,000 m<sup>3</sup>でございますが、「崩壊熱の除去」ということになると、重要なことは継続して冷却を行うことございまして、一概に数量をお示しできるものではございません。

次に(3)の「複合災害による代替スプレイポンプ系統故障時の格納容器の健全性」ですが、

代替格納容器スプレイポンプは確かに重要な設備ではありますが、これが最後の砦ということではなく、仮に故障した際には中型ポンプ車や加圧ポンプ車などのバックアップ設備が設置されておりあります。

次に(4)「スプレイ注水と加圧ポンプ車による2系統注水」でございますが、このシミュレーションにおきましては、代替格納容器スプレイポンプによって燃料が冠水するまで注水し、格納容器の健全性が確保できることによって放射性物質の放出に至らないという想定でございますので、2系統による注水を行う必要がないということになります。

最後に(5)の「燃料を水没させることが環境への放射能の放出を防ぐ手段」ということで、私も議員と同じく、原子炉を止める・冷やす・閉じ込めるということが重要であり、これまで述べてきた措置によって燃料を冷却することになります。

私は、伊方発電所につきましては、町民に不安な気持ちがあるということを率直に真摯に受け止め、就任直後、四国電力に対しまして、安全対策の徹底とヒューマンエラーの防止、想定外ということが起きないように、常に安全対策を見直していただくことのほか、「万が一」ということは絶対にあってはならないということをお心に銘じて、社員教育や訓練を行っていただきたいということを強く要望いたしました。今後とも、安全を最優先に取り組み、更なる安全性確保の不断の追及への取り組み、情報公開の徹底と丁寧な理解活動について求めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長(吉谷友一) 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。篠川議員、大綱1の再質問はありませんか。篠川議員

○議員(篠川長治) (1)のいわゆる300m<sup>3</sup>云々について。それから②の大型配管が破断した場合の格納容器の圧力について。MPaなんか余り聞きなれん単位が出てくるんでちょっと戸惑ってるんですけど、3番目でいわゆる、(4)でもってから加圧ポンプ車による圧力容器というのは、結局従来、電力の説明では、代替格納容器スプレイポンプで間に合うという考え方なんですよね、それで(4)はもし万が一この今現在までの電力のシミュレーションで代替格納容器スプレイポンプ注水までに、注水49分かかるとのことなんですけど、その49分以内に収まれば別に問題はないということなんですけど、ただし、自然災害はどの程度のものになるか分かりませんので、途中で障害があった場合には、それ一本でやった場合に、もしうまくいかなかった場合には、49分以内に注水が困難になると思うんですよね。ですから、やはり加圧ポンプ車による注水を同時に行なうべきだというふうなのが私の考え方。と、言いますのは、この大型配管がどの辺で破断しているか分かりませんが、もし破断の場所によっては、結局、圧力容器の水の容量がだいたい105m<sup>3</sup>ぐらいらしい。105m<sup>3</sup>ぐらいらしいんですね。というのは、加圧ポンプ車はだいたい150m<sup>3</sup>ですから、圧力容器の大型配管が破断しても50%ぐらい、50%ぐらい圧力容器に残ってるのかなと思うんですけど、そうした場合には圧力容器はこのシミュレーションでは、損傷することを想定したシミュレーションな訳なんです、圧力容器に水をおくれば、圧力容器の損傷も防げる訳ですから、今福島でもってから、圧力容器の底が抜けて、いわゆる溶融炉心・・・がどこいったか分からん、取り出すのに取り出しの方法もなかなか分からない状態になつてくるんですけど、福島のは四国電力タイプは違いますが、やはり圧力の

中に残ってる、残るのと格納容器へ溶け落ちる、落ちるのとでは、大きな違いがあるんだろうと思うんで、そういうことからやはり、再循環ユニットと代替格納容器スプレーポンプ注水とそれから加圧ポンプ車による注水は、ほとんど同時に行なえるような対応をとるのが大切であろうという観点からこういう質問をしておる訳なんですけども、だからこのシミュレーションではだいたい順調にいくようなシミュレーションであろうと思います。シミュレーションどおりに実際の自然災害による複合災害にもってから、その通りいくかどうか問題ですよ。いかなかった場合には、せっかくポンプをこんなに準備しとる訳ですから、後いろんな給水タンク・・入るとか言いますが、電源が全てなくなって、モーターが使えない。ポンプ車しか使えない訳、状態になっとるんですね。そういうことも緩和してから、やはり一系統だけじゃなしに二系統、三系統までできるだけ、多くなくても少なくとも二系統ぐらいは準備して安全対策に努めてもらいたいなという考え方でこういう質問をいたしておりますので、そのことについてできるだけ電力に考慮していただきたい。このように思っております。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総合政策課長（坂本明仁） 議長

○議長（吉谷友一） 総合政策課長

○総合政策課長（坂本明仁） 失礼します。議員さんが言われておりますとおり、原子炉容器の中に燃料が入っております、その原子炉を囲う全体の建物が原子炉格納容器であります。言われましたとおり、この原子炉容器の中の燃料を損傷させることなく、原子炉容器に留めるための冷却を早くすべきというご提案であると思います。ただ、只今説明が町長からありましたようにそのような有事の際には、まずは既存の非常用炉心冷却装置というのがいくつもあります。これを稼働させまして、注入する。それが有効に動作しなければ、最終的にはですね、代替格納容器スプレーポンプということで、天井の方から水をかけるというふうな設定になっておまして、そのような場合の最悪な状態の時にですね、49分という数字も出ておりますが、原子炉容器の中からですね、燃料が溶け落ちて、原子炉格納容器の下部コンクリートの部分にですね、燃料が溶け落ちるといふ想定を、万が一の状況を想定して対策を講じておる訳です。これにつきまして、議員さんからご提案いただきました。スプレー水と加圧ポンプ車による二系統の注水ということですね、できる限り短時間でもって大量の水を送り込むことによりまして、迅速に格納容器内が冷却できる。そして原子炉容器を冠水させることによって、この原子炉容器の破壊を防ぐと、燃料が溶け落ちるのを防ぐというふうなご提案でありますので、この迅速に格納容器内が冷却できるという視点からすれば安心感が得られる考え方であるとは思いますが、しかしながら、技術的にはこのような過酷事故においても代替格納容器スプレーポンプによる注水によって、格納容器内を冷却するために必要な水量を確保し、有効な対策が講じられる。このようなことで、原子力規制委員会の審査において認められており、規制基準においては、二系統注水の実施を求めてはおりません。また、むやみに水を送り込むというよりも事象の進展に応じて、段階的に対策を講じていくという手順によりまして、格納容器内で使用可能な装置、これらを水没させることなく、冷却機能として、その後のですね、事故が収束した後も有効活用するといふ考え方を優先することから、二系統注水が、最も有効な方法とは考えていない。ということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、議員さ



んが言われておりますように、これまでも申し上げましたけれども、やはりどのような状況が起きるか分かりませんが、あらゆる状態に応じてですね、最終的に判断されるのは現場で指揮をとられる方と理解をしておりますので、事業者においては、あらゆる角度からですね、そういう備えをしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（吉谷友一） 只今の答弁に対する再々質問を許します。篠川議員

○議員（篠川長治） 質問が前後しますけど、例えば大型配管が破断した場合、毎時 100 m<sup>3</sup>ぐらいの水が循環しておるので、果たしても 200 m<sup>3</sup>は、そこに溜まるという考え方ですね、それは結局シミュレーションでは、交流電源は全て停止する、なくなる訳ですね、止まった場合にポンプは全然動かないですね、ポンプを止めて水が循環するかいということが非常に疑問に思う訳ですね、だから例えば、破断した場合に圧力容器の水も相当大きな、1.47mという大きな配管ですから、その破断した部分から上部にある一次冷却水、一次給水、一次冷却水が全て一気に出てしまうんですね、出た分は全て蒸発してしまうんだと思う。そのためにその蒸発した蒸気を冷却、全体を冷却するために格納容器の再循環ユニットなんかも同時にスタート、準備するということになってますけど、例えば再循環ユニットが作動しても作動するまでにだいたい 12 時間かかると言ってるんですね、24 時間、24 時間かかると言ってるんですね。12 時間じゃなく。そうして、作動してからシミュレーションでは、48 時間後に圧力温度を一定の所まで下げることができる。少なくとも再循環ユニットだけを考えた場合には 48 時間は必要な訳なんですね、これは必要なんですけど、それまでにやはり溶融炉心を冷却しないと、例えば圧力容器が破損して、それが格納容器の底に溜まって、底も万が一破損した場合には、これは放射性物質が放出する訳でそれを防ぐためにはやっぱりせっかくポンプをこんなに準備しとるんですから、電気が使えん訳ですから、このポンプを、持ってるポンプを有効に使うことがやっぱり格納容器のスプレイ注水とかそれを保管するために加圧ポンプ車を使うべきだろうと思うんです。四国電力が・・・ありますけど、格納容器と水の注水口というのは、代替格納容器スプレイしかない訳なんですね、圧力容器は圧力容器の注水ポンプだけしかない訳なんですね。

○議長（吉谷友一） 篠川議員、質問を明確に簡潔にお願いします。

○議員（篠川長治） 私はもう・・・に言っておるんですが、要するに、ポンプは使えるポンプは 2 台しかない。加圧ポンプ車と代替格納容器スプレイポンプ車の 2 台ですね。少なくともこの 2 台は、正しく使える状態いわゆる 49 分以内に 1 台は使えるということになっとるけど、1 台では何かあった場合には、心許ないので 2 台同時に準備するべきだろうとそのように思っております。以上です。

○議長（吉谷友一） 只今の篠川議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総合政策課長（坂本明仁） はい

○議長（吉谷友一） 総合政策課長

○総合政策課長（坂本明仁） 失礼します。議員さんは、あくまで全交流電源が喪失した場合、電源が使えない場合ということで、注水方法の中で、加圧ポンプ車を活用するというふうなお話でございます。確かに最終的にその電源が確保できないということになれば、そういう部分の心配も増えてくる訳でございます。電源を使わない、この注水方法として、タービン動のポンプもありますし、様々な既存のものがございます。そして、最終的にこの電源の問題でござ

いますけれども、電源につきましても福島事故は一系統の電源でございましたので、バックアップが効かなかったということでございます。一系統、それからディーゼル発電機、直流電源が水没したというところ、そういうところもございまして、それぞれの様々な電源系統につきましても、四国電力は送電線の問題でありますとか、電源車を配備するとかですね、現在空冷の常設非常用発電機の設置工事等も行っております。従いまして、外部からの電源に頼らずともですね、所内の電源を確保して、様々なこの注水機能を有するポンプを置かせるというふうな対策も講じておるところでございますので、確かに注水機能を有するポンプの問題もあります。電源の問題もあります。様々な角度からですね、あらゆる方向で複数バックアップ体制を整えて、安全対策を講じておりますので、そういう部分についてはあらゆる方向で対策をしていただく必要があると思います。以上でございます。

○議長（吉谷友一） 以上で、篠川議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は、午後1時からといたします。

休憩 11時54分

再開 13時00分

### 報告第9号

○議長（吉谷友一） 再開をいたします。日程第5「町長職務代理者の専決処分事項報告について」報告第9号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長（森口又兵衛） 報告第9号 町長の専決処分事項報告について、ご説明いたします。町長の専決処分事項報告につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。案件名は、車両損傷事故に関する専決処分、和解及び損害賠償の相手方は、伊方町在住の個人でございます。和解の要旨は、平成28年8月5日午前11時00分頃、伊方町川永田、室鼻公園研修棟前において、研修棟の外壁からコンクリート片が落下し、上記相手方使用の車を破損させたものでございます。損害賠償の額は、69,012円で、専決処分年月日は、平成28年9月7日であります。こうした事故が起こらないよう、施設の維持管理を徹底しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。

○議員（菊池隼人） 議長

○議長（吉谷友一） 菊池議員

○議員（菊池隼人） これは、研修棟の外壁が崩れたということなんですね、今現状はどのようになつとるんですか。

○議長（吉谷友一） 産業建設課付課長

○産業建設課付課長（兵頭達也） 今ほどの報告ですが、外壁の一部が落下をしたものと思われています。目視監督等によりまして、現状それ以後の現状については異常がないことは確認

しております。

○議長（吉谷友一） 菊池議員

○議員（菊池隼人） 異常がないということなんで、ここは結構年数も経っておるんじゃないかと思うんですが、潮風も非常に当る所で、そういった面で落下みたいな形が出たんかなとは思ってるんですけど、一部が落下したということは、他のところも落下する可能性があるんじゃないかと思うんで、非常にそこら辺は十分注意していただくとか、補修するとかいうことをした方がいいんじゃないかと思うんですが、いかかがですか。

○議長（吉谷友一） 産業建設課付課長

○産業建設課付課長（兵頭達也） 今後、状況等を監視すると共に対策等必要であれば対応していきたいと思います。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。以上で、報告第9号「町長職務代理者の専決処分事項報告について」を閉じます。

### 報告第10号

○議長（吉谷友一） 日程第6「町長の専決処分事項報告について」報告第10号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長（森口又兵衛） 報告第10号 町長の専決処分事項報告について、ご説明いたします。町長の専決処分事項報告につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものでございます。案件名は、公用車の事故に関する専決処分で、和解及び損害賠償の相手方は伊方町在住の個人でございます。和解の要旨は、平成28年8月7日午前7時6分頃、伊方町湊浦818番地1、コンビニエンスストア駐車場において発生した公用車の車両事故で職員が駐車場をバックで出ようとしていた際に、相手方も同時にバックしたため車両の後部同士が接触したものでございます。損害賠償の額は、36,180円で専決処分年月日は、平成28年10月3日であります。なお、こうした事故が起らないよう厳重注意を行うと共に全職員に対し、庁議等の機会をとおして安全運転の事項を周知しているところでございます。今後も重ねて注意喚起に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） これ午前7時6分にローソン行ってる理由はなんですかね。それとですね、最近こういう駐車場での事故が多いんですよ、そういうことも考慮して、どういう指導をしているのか、お願いします。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 時間帯で、7時6分ということですね、この理由につきましては、松山の方で県大会がございまして、子どもを乗せた関係で、ちょっと子どもの用でローソンに

寄ったというのが事実でございます。それと、一応指導につきましてはですね、交通事故の発生に伴ってですね、町の懲罰委員会というものがございまして、そこで一応事案についてそれぞれの過失云々をですね、検討した上で、ひどいのであれば町長の方から訓示とか、軽いのであれば総務課長の訓示とかいうことで、一応毎回処分させていただいております。それと、最近、この後2つ程事故がございましてですね、副町長の方からですね、職員の指導をとということでございまして、今予定としましては、担当課長さんをお願いして、職員の交通指導等をですね、今後やっていくようなことで・・・ご協力をお願いしたらいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） 停め方にも問題があるかと思うんですよね、最近よく駐車場でバックをして接触をするのが多いんですよ、だから停車する時にバックで停めなさいとですね、やはりそういう指導も大切じゃないかと思うんで、これからよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。以上で、報告第10号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

### 報告第11号

○議長（吉谷友一） 日程第7「町長の専決処分事項報告について」報告第11号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長（森口又兵衛） 報告第11号 町長の専決処分事項報告について、ご説明いたします。町長の専決処分事項報告につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。案件名は、公用車の事故に関する専決処分、和解及び損害賠償の相手方は、香川県高松市の法人でございます。和解の要旨は、平成28年6月30日午前11時45分頃、伊方町三崎、県道佐田岬線の三崎つわぶき荘付近において発生した公用車の車両事故で緩やかなカーブで対向車が来たので、ブレーキを踏んだがスリップし、相手の車と接触したものでございます。損害賠償の額は、231,000円で専決処分年月日は、平成28年10月24日であります。なお、こうした事故が起らないよう厳重注意をおこなうと共に安全運転の事項を周知しているところであります。今後も重ねて注意喚起に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第11号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

### 報告第12号

○議長（吉谷友一） 日程第8「町長の専決処分事項報告について」報告第12号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（森口又兵衛） 議長

○議長（吉谷友一） 副町長

○副町長（森口又兵衛） 報告第 12 号 町長の専決処分事項報告について、ご説明いたします。町長の専決処分事項報告につきましては、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。案件名は、町有自動車物損事故に関する専決処分で、和解及び損害賠償の相手方は八幡浜市でございます。和解の要旨は、平成 28 年 8 月 24 日午後 5 時 10 分頃、八幡浜市日土町の市道において、亀ヶ池温泉送迎用バスが対向車との離合に車体をガードレールに接触し、破損させたものでございます。損害賠償の額は、36,180 円で、専決処分年月日は、平成 28 年 11 月 8 日であります。こうした事故が起らないよう運行管理者に対し、厳重注意をおこない安全運転の事項を徹底しているところでございます。今後も重ねて注意喚起に努めて参りますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉谷友一） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。

○議員（竹内一則） はい

○議長（吉谷友一） 竹内議員

○議員（竹内一則） これ案件名が町有自動車物損事故になつとりますが、このバスは町の持ち物で、温泉の方へ貸しとるバスだと思うんです。これ修理はどこがするんですか。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 貸し付てるバスについては、町の持ち物でございますので、町の方では保険に入っております。一応、保険の範囲で町の方も支払するという形にしてございます。

○議長（吉谷友一） 竹内議員

○議員（竹内一則） これは送迎のバスなんですが、これは送って行く時か、迎えに行く時かどちらですかね。もし、お客さん乗つとる場合に、その事故を起こした場合には多分これ年配の方が多と思うんですらい、もし首の方や頭が痛いということになれば大変なことになりますけんな。ほんで、運転する人はしっかり、免許取りたての人にさすんやなしにちゃんと運転できる人にさすようにそこら辺はちゃんと注意していただきたいと思います。答弁はいりません。

○議長（吉谷友一） 他質疑ありませんか。篠川議員

○議員（篠川長治） 亀ヶ池の送迎バスということで、これはもう指定管理者が損害賠償すべきじゃないかと思うんですね、なぜ町がするのか。指定管理した亀ヶ池温泉の賠償を町がなぜしないといけないのか。保険がどうか言っておられたんですけど、その点について。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） これは指定管理の条件とは別にですね、町のバスを指定管理者と一応契約しましてですね、一応貸付をするという契約をしてございまして、その中に一応保険については、町の方が入るといことにしてございまして、一応保険の範囲でというふうなことでございますので、町がこの保険を使って賠償するという形になります。以上でございます。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。以上で、報告第 12 号「町長の専決処分事項報告について」を閉じます。

## 議案第101号

○議長（吉谷友一） 日程第9「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」議案第101号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課付課長（兵頭達也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課付課長

○産業建設課付課長（兵頭達也） 議案第101号 農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、「農業委員会等に関する法律」の一部改正により、農業委員の選出方法が、従来の公選制を廃止し、市町村長が、推薦・公募を実施する方法に改められたことに伴い、関係条例の整理に関する本条例を制定する必要があるため提案するものであります。その内容としましては、一部改正が1件、廃止が2件であります。

1頁をお開き下さい。一部改正については、第1条に挙げております、「伊方町農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部改正」であります。

その改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきますので、参考資料をお願いいたします。まず、題名を「伊方町農業委員会の委員の定数等に関する条例」と改めます。次に第1条中、かっこ書きの「以下「法」という。」の次に「第8条第2項の規定」を加え、「選挙による委員の定数、選挙区の設置、各選挙区において選挙すべき委員の定数等」を「委員の定数等」に改めます。

第2条の見出し中、「選挙委員」を「委員」に改め、同条中の「選挙による」を削除したうえで、委員の定数は、14人のままとしております。

続いて、第3条の見出しを「委任」とし、「農業委員会の委員の選出の手続きその他必要な事項は、規則で定める。」に改めます。また、第4条並びに別表は削除いたします。

次に1頁に帰っていただきまして、第2条で、「農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例」を廃止し、第3条で、「農業委員会委員の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例」を廃止するものであります。

これにより、農業委員の定数は、団体推薦、議会推薦がなくなることから、それぞれ3名の6名減少し、従来の20人から14人と減員をしております。

尚、附則により、第1項に、条例の施行日を平成29年4月1日とし、また、経過措置といたしまして、第2項に、委員の選任手続きその他必要な事項は、条例の施行日前においてもできること、第3項以降に現在の委員の任期の取り扱いについて定めております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いをいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第101号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第101号

「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 102 号

○議長（吉谷友一） 日程第 10「伊方町農業委員会農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例制定について」議案第 102 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課付課長（兵頭達也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課付課長

○産業建設課付課長（兵頭達也） 議案第 102 号 伊方町農業委員会農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、新設される農地利用最適化推進委員の定数等について定める必要が生じたため提案するものであります。

その内容といたしましては、第 1 条に当条例の趣旨、第 2 条に推進委員の定数を 14 人とする事、第 3 条で推進委員の委嘱の手続きその他必要な事項は規則で定めるとしております。尚、附則第 1 項により、条例の施行日を平成 29 年 4 月 1 日とし、第 2 項以下に、経過措置として、推進委員の委嘱のために必要な行為は、条例の施行日前においてでもできる。こと等を定めております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いをいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なしの発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 102 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 102 号「伊方町農業委員会農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 103 号

○議長（吉谷友一） 日程第 11 号「伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 103 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課付課長（兵頭達也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課付課長

○産業建設課付課長（兵頭達也） 議案第 103 号 伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、定数が削減され必須業務が追加されます農業委員と新設される農地利用最適化推進委員の報酬等について定めるために、本条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

その改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきますので、参考資料をお願いいたします。

別表（第2条関係）で、農業委員会の会長の報酬を年額95,000円から、154,000円に、同職務代理者を年額90,000円から、149,000円に、委員を年額85,000円から、144,000円に改め、別表中、農業委員会の委員の項の次に、農地利用最適化推進委員、年額144,000円を加えるものであります。

尚、附則によりまして、この条例は、現在の農業委員の任期が5月に終了することから、平成29年6月1日から施行するものとしてございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第103号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第103号「伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第104号

○議長（吉谷友一） 日程第12号「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第104号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 議案第104号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、国の指定職及び特別職並びに愛媛県及び県内市町の特別職に準拠するため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。改正の主なものは、期末手当支給割合を0.1カ月引き上げ、3.15カ月を3.25カ月に改めるものです。

上段の第1条関係、期末手当、第4条、第2項、第2号、12月に支給する額100分の165を100分の175に改正するものです。

また、下段の第2条関係については、期末手当、第4条、第2項について、第1号、6月に支給する額の100分の150を100分の155に、第2号、12月に支給する額の100分の175を100分の170に改めるものであり、先に改定した期末手当の支給割合を6月、12月に振り替え改めるものであります。

なお、附則においてこの条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質



疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 104 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 104 号「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 105 号

○議長（吉谷友一） 日程第 13 号「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 105 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 議案第 105 号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、国の指定職及び特別職並びに愛媛県及び県内市町の特別職に準拠するため、本条例の一部を改正するものです。

改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので参考資料をお願いいたします。改正の主なものは、期末手当支給割合を 0.1 カ月引き上げ、3.15 カ月を 3.25 カ月に改めるものです。上段の第 1 条関係、期末手当、第 3 条の 2、第 2 項、第 2 号、12 月に支給する額 100 分の 165 を 100 分の 175 に改正するものです。

また、下段の第 2 条関係については、期末手当、第 3 条の 2、第 2 項、について、第 1 号、6 月に支給する額の 100 分の 150 を 100 分の 155 に、第 2 号、12 月に支給する額の 100 分の 175 を 100 分の 170 に改めるものであり、先に改定した第 1 条の期末手当の支給割合を 6 月、12 月に振り替え改めるものであります。

なお、附則においてこの条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 105 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 105 号「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 106 号

○議長（吉谷友一） 日程第 14 号「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 106 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 議案第 106 号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、国の人事院及び県の人事委員会の勧告に伴い、本条例の一部を改正するものです。改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。改正の主なものは、給料表を平均で 0.17%引き上げ、勤勉手当を 0.1 カ月引き上げ、配偶者及び子等に係る扶養手当の見直しを行うものです。まず、伊方町職員の給与に関する条例の一部改正の第 1 条関係でございます。初任給調整手当、第 18 条の 3、第 1 項中、掲げる額を定める額に改め、第 1 号の医療職給料表 1 の適用を受ける職員、いわゆる医師の初任給調整手当の月額を 413,300 円を 413,800 円に、2 号、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の初任給調整手当の額を月額 50,500 円を 50,600 円に改正するものです。

次に、勤勉手当、第 19 条の 4、第 2 項中、掲げる額を定める額に改め、第 1 号中、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月額を 100 分の 80 を 10 加算して、100 分の 90 に改定。2 号、再任用職員の勤勉手当の支給月額 100 分の 37.5 を 5 加算して、100 分の 42.5 に改正するものです。

次に、附則、第 16 項については、55 歳を超える職員の給与の抑制措置に伴う勤勉手当の予算計上時における減額額を規定しており、100 分の 0.8 を 100 分の 0.9 に、また、最低号給に達しない場合の支給額を 100 分の 80 を 100 分の 90 に改正するものです。

次に、第 2 条関係でございます。扶養手当、第 7 条、第 2 項、第 2 号中、及び孫を削り、第 3 号として、22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫を新たに規定しております。第 3 項では、扶養手当の額を改定しております。まず、前項第 1 号、配偶者の額を 1 万 3,000 円から 6,500 円に、第 2 号、子の額を 6,500 円から 10,000 円に、第 3 号から第 6 号までに該当する孫、扶養親族の額を 6,500 円に据え置くものです。第 8 条については、第 7 条の扶養手当の額の改定に伴い、配偶者がいる職員と配偶者がいない職員の配偶者以外の扶養手当の 1 人目の手当の額が同額になったことに伴う字句及び所要項目の改正であります。5 頁をお願いいたします。次に勤勉手当、第 19 条の 4、勤勉手当の 6 月、12 月の支給について規定しておりますが、今年度 1 回で調整していたものを第 2 項、第 1 号の再任用職員以外の職員の勤勉手当の額、100 分の 90 を 100 分の 85 に、第 2 号で再任用職員の勤勉手当の額、100 分の 42.5 を 100 分の 40 に改定し、支給割合を 6 月、12 月に分けて調整しているものです。

次に、附則、第 16 項については、第 1 条と同様に 55 歳を超える職員の給与の抑制措置に伴う勤勉手当の予算計上時における減額額を調整しているものです。なお、この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。また、附則第 4 項では、改定された扶養手当について、平成 29 年度の特例が規定されており、1 年間は段階的に緩和措置が規定されております。

以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（吉谷友一） 小泉議員

○議員（小泉和也） 関連なんですけど、いいですか。

○議長（吉谷友一） どうぞ。

○議員（小泉和也） 職員の給料に対してですが、町長の考え方を聞きたいんですけど、まず私は基本的にはですね、特別職の給与や議員の期末手当とかですね、今の段階で上げる、国・県に準拠するとはいっておりますけど、別に合わさなくてもいいんですよ、民間が上がればですね、それに対して、上げていいという考えをもっていいんで、現在町長は愛媛県下では、上から2番か3番目なんですよね、職員は下からですよ、2番か3番で、低いんですよ、町長は、職員に対して指示を出して、職員がそれに応えて仕事をしてる訳ですよ、やっぱり職員も同じぐらいのレベルに上げて、やっぱりそれなりに同じレベルにした方が職員も仕事にやる気にもなろうかと思うんですよ。その点、町長はどういう考えをもちますか。

○議長（吉谷友一） 町長

○町長（高門清彦） おっしゃってる意味はよく理解できる訳でございます。まず、特別職としては、町民の皆さんに理解していただけるような額が額であろうというふうに思います。そのものさしとして県内の順位というものもあるんだろうというふうに思います。そういった点に留意しながら、住民の皆さんにしっかりとこれだけのことをやっておると認めていただけるように努力を続けて参りたいというふうに思います。また、職員の額についてはラスパイレス指数のことをおっしゃってるんだろうというふうに思います。おっしゃるとおり県内で下から3番目ということをお伺いしております。しっかりと頑張った人間にはそれなりの評価をしたい。そして、職員にその上でまたしっかりと仕事をしてもらいたいという気持ちはもっております。議員ご指摘の点も踏まえまして、今後、更に検討を続けて参りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（吉谷友一） よろしいですか。他ございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第106号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第106号「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第107号

○議長（吉谷友一） 日程第15号「伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第107号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（門田光和） 議長

○議長（吉谷友一） 総務課長

○総務課長（門田光和） 議案第107号 伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明をいたします。

この条例改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等

育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容については、参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、参考資料をお願いいたします。

今回の改正については、育児休業に係る子の範囲を拡大し、特別養子縁組の成立による監護を現に行う子、及び里親として委託されかつ養子縁組里親がある職員に委託されている子を追加すると共に、介護休暇の取り方を緩和し、介護時間を新設するものです。

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、第8条の2、第1項の子の定義に、民法で規程された特別養子縁組が成立した職員が現に監護している子と児童福祉法で規程する里親である職員に委託されている児童のうち、職員が養子縁組によって養親となることを希望している子を追加規定するものです。

第2項及び第8条の3、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、第4項については、第17条、第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を要介護者に改め、子の範囲を追加しております。

第11条、休暇の種類には、介護時間を追加しております。

第17条、介護休暇については、第1項で、規定で定めた日常生活を営むのに支障があるものを要介護者とし、第2項で規程していた期間を第1項に移し、介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、連続する6月の期間としていたものを、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲で指定する期間とし、3回以内での分割取得を可能にしたものです。

第17条の2、介護時間については、新たに新設されたもので要介護者が当該介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、連続する3年の範囲内に1日につき2時間を超えない範囲で取得することを規定し、第3項はその取り扱いについて定めたものです。

最後に、第18条で介護時間の取得についても許可を受けなければならないことを追加しております。

なお、附則についてこの条例は、平成29年1月1日から施行するものです。

以上、ご審議の上、ご承認、賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第107号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第107号「伊方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第108号

○議長（吉谷友一） 日程第16号「伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について」議案第108号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○産業建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（吉谷友一） 産業建設課長

○産業建設課長（寺谷哲也） 議案第 108 号 伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

この条例改定については、三崎中央集会所新築工事に伴い、本条例の一部を改正するものです。改正内容でございますが、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。別表第 1 に三崎中央集会所 1 の欄に伊方町三崎 1454 番地を追加するものです。なお、附則といたしまして、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉谷友一） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。これより議案第 108 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、議案第 108 号「伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 散会宣告

○議長（吉谷友一） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これにて散会するものですが、今期定例会の会期中日程を、念のためにお伝えをいたします。15 日は、休会。16 日は、午前 10 時から本会議を再開いたします。以上お伝えし、本日の会議は、これをもちまして散会いたします。お疲れ様でした。

（散会時間 13 時 49 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員